

2025 年 9 月

2026年度以降の「高等教育の修学支援新制度」について

広島女学院大学

平素より、本学の教育活動にご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、本学は「高等教育の修学支援新制度の対象機関」としての要件のうち収容定員充足率を満たすことができず、確認の取消しとなりました。

取消しの効力発生日は2026年3月31日からとなり、2026年4月の入学者より当該制度の支援を受けることができません。

そのため、2026年度入学生については、修学支援新制度と同等の奨学金制度を設立します。ご了承の上受験していただきますようお願い申し上げます。

既に修学支援新制度の適用を受けている在学生の方は、引き続き卒業まで支援を受けることができます。

記

国の修学支援新制度の家計基準をもとに区分の判定を行い、「給付奨学金」と「入学金・授業料の減免」の支援を合わせて、国の制度と同等の支援を行います。

1子・2子世帯…世帯年収によるⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つの区分があります。

区分に応じた「入学金・授業料減免」と「給付奨学金」の支援が受けられます。

多子世帯…「入学金・授業料減免」は世帯年収に関係なく上限額まで減免されます。

「給付奨学金」は世帯年収によるⅠ～Ⅳの区分に応じた給付が受けられます(多子は給付なし)。

1子・2子世帯						多子世帯					
区分	支援	給付奨学金(月額)		授業料 減免 (年間)	入学金 減免	区分	支援	給付奨学金(月額)		授業料 減免 (年間)	入学金 減免
		自宅	自宅外					自宅	自宅外		
Ⅰ	上限	38,300(42,500)	75,800	700,000	250,000	Ⅰ	上限	38,300(42,500)	75,800	700,000	250,000
Ⅱ	2/3	25,600(28,400)	50,600	466,700	166,700	Ⅱ	2/3	25,600(28,400)	50,600		
Ⅲ	1/3	12,800(14,200)	25,300	233,400	83,400	Ⅲ	1/3	12,800(14,200)	25,300		
						Ⅳ	1/4	9,600(10,700)	19,000		
						多子					

・()内の金額は、生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の支援金額

本学が従来の「高等教育の修学支援新制度」の対象機関となった場合は、本学独自の修学支援制度ではなく、国の修学支援制度を適用することになります。

以上

お問い合わせ先：総合学生支援センター事務課(学生担当)

082-228-0407 gakusei@gaines.hju.ac.jp